

長野広域連合ごみ焼却施設
一般廃棄物ごみ処理手数料の後納に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定により、一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に係る手数料の後納に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後納 一定期間内において搬入者が搬入した一般廃棄物の合計量に基づき算定したごみ処理手数料を、当該搬入者が一括して納付することをいう。
- (2) 許可事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により、関係市町村長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者をいう。
- (3) 官公庁 市町村、県、国その他これらに準ずる公共団体をいう。

(後納を認める基準)

第3 規則第5条に規定する広域連合長が特別の事由があると認めるものは、別表に定めるとおりとする。

(後納の申請)

第4 ごみ処理手数料の後納の申請を希望する許可事業者は、長野広域連合ごみ焼却施設一般廃棄物ごみ処理手数料後納申請書（様式1）及び搬入実績の分かる書類を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出後、広域連合長にごみ処理手数料の後納に支障がないと認められた者は、次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) 申請日から1か月以内に発行された市町村税納税証明書（※）の提出

※法人及び代表者（個人事業者であれば個人）の「未納の市町村税がない」証明

- (2) ごみ処理手数料後納の取扱いに関する覚書の取り交わし

(後納の認可及び計量カードの使用)

第5 広域連合長は、後納を認めた許可事業者（以下「後納者」という。）に計量カードを貸与するものとする。

2 計量カードを貸与された後納者は、搬入の際に計量カードを使用するものとする。

(官公庁による搬入)

第6 官公庁が後納により一般廃棄物を搬入する場合は、その都度、1台ごとに長野広域連合ごみ焼却施設ごみ処理手数料後納による一般廃棄物搬入届出書（様式2）を提出するものとする。

(後納の停止)

第7 広域連合長は、後納者が別表に掲げる停止の基準に該当したときは、広域連合長の定めた日から後納を停止することができる。

(後納の再認可)

第8 後納を停止となった者が後納の再認可を希望するときは、広域連合長に申し出なければならない。

2 広域連合長は、前項の申し出があった場合は、別表に掲げる再認可の基準に基づきその可否を判断するものとする。

(後納の取り消し)

第9 広域連合長は、後納者が別表に掲げる取り消しの基準に該当したときは、広域連合長の定めた日から後納を取り消すものとする。なお、ごみ処理手数料の納付遅延により取り消しとなった場合、取り消した日から1年間は後納の申請をすることができない。

2 前項に該当するもののほか、後納の必要がなくなった場合には、後納を取り消すものとする。

(後納の継続)

第10 後納は、第7に該当する場合を除いて、原則として継続するものとする。

(搬入実績の集計)

第11 後納者の搬入した一般廃棄物の量及びごみ処理手数料の額は、月単位で集計する。

(後納手数料の納付)

第12 月単位のごみ処理手数料の納付は、一般廃棄物搬入月の翌月中に完了させるものとする。

(計量カードの譲渡、貸与の禁止)

第13 後納者は、他人に計量カードを譲渡及び貸与してはならない。

2 広域連合長は、前項の事実を確認した場合、後納を取り消すことができる。

(計量カードの紛失、破損)

第14 後納者は、計量カードを紛失又は破損した場合は広域連合長へ再発行の申請をしなければならない。この場合、紛失又は破損した計量カードの弁償金として1枚につき1,500円を支払うものとする。

2 広域連合長は、後納者から再発行の申請を受理した場合、計量カードの再発行を行う。

(計量カードの返還)

第15 後納者は、登録車両の廃止、又は後納の停止若しくは取り消しとなったときは、貸与されている計量カードを直ちに広域連合長へ返還しなければならない。

2 後納者は、紛失により計量カードを返還できない、又は返還された計量カードが破損等により正常に使用できない状態である場合、紛失又は破損した計量カードの弁償金として1枚につき1,500円を支払うものとする。

(覚書)

第16 許可事業者に対しごみ処理手数料の後納を認める場合は、覚書を取り交わすものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に提出されている申請書等は、この要領による改正後の要領に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

(別表) ごみ処理手数料の後納に関する基準

搬入者区分	収集運搬許可事業者	官公庁
1 認可の基準 (第3関係)		
(1) 搬入頻度	・月4回以上程度	
(2) 手数料の額	・平均月額1万円以上程度	
(3) 搬入実績	・一般廃棄物収集運搬業許可を取得して1年以上経過していること並びに概ね1年程度継続的に搬入していること。	—
(4) 滞納の有無	・市町村税に未納がないこと。	
(5) 納付遅延による取り消し後の再申請	・ごみ処理手数料の納付遅延により後納を取り消されてから1年以上経過していること。	
2 停止の基準 (第7関係)		
A：搬入実績及び手数料の額	・過去12か月の搬入実績が3か月未満かつ平均月額1万円を下回る場合	不問
B：施設の利用方法	・職員の指示に従わなかった場合	—
3 再認可の基準 (第8関係)		
停止理由がAの場合	・搬入実績等が停止の基準を上回った場合	—
停止理由がBの場合	・指示事項が遵守されていると確認できた場合	
4 取り消しの基準 (第9関係)		
手数料の納付遅延	・納付期限から1か月を経過しても納付の確認が取れない場合	
停止理由がAの場合	・停止日から1年を経過しても、搬入実績等が停止の基準を上回らなかった場合	—
停止理由がBの場合	・停止日から3か月を経過しても、指示事項が遵守されていない場合	